

無料

共催：大分公証人合同役場／大分県立図書館

# 公証人による相談会

公証人とは法律の専門家(元判事・検事等)の中から任命され、公正証書作成等の権限を有する公務員です。次のような公正証書や、そのほかにも様々な契約の公正証書について、相談が受けられます。

- 相続争いを防ぐため遺言書を作成したい
- 将来の認知症等に備えて任意後見人を指定したい
- 養育費不払いに備えるための離婚給付公正証書の作成手続きは？



※公証人の職務は公証業務に限られるため、公証業務に関係のない一般的な法律相談は受けられません。

- **日時** **毎月第3日曜日(土日祝の三連休は最終日)**  
**14:00～16:30**  
4/18(日)、5/16(日)、6/20(日)、7/18(日)、8/15(日)、**9/20(月・祝)**、  
10/17(日)、11/21(日)、12/19(日)、R4.1/16(日)、2/20(日)、**3/21(月・祝)**
- **場所** **大分県立図書館 2階 特別閲覧室**  
〒870-0008 大分市王子西町14番1号
- **定員** **5名 (1人30分)**  
\*公証人による面談方式。秘密は固く守ります。
- **申込方法**  
電話での**事前予約制**です。定員になり次第締め切ります。  
空きがある場合は、当日も受け付けます。調査相談カウンターへお問い合わせください。

予約申込先

**大分公証人合同役場**

TEL. 097-535-0888 (9:00～17:00 平日のみ)

\*大分県立図書館では予約申込みができません。ご注意ください。